

医科点数表の解釈

平成28年4月版

Web追補 No.12 (平成29年6月号)

平成 29 年 6 月 14 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成29年 4 月28日 保医発0428第 6 号 (平成29年 5 月 1 日適用)
 - 平成29年 5 月23日 厚生労働省告示第198号 (平成29年 5 月24日適用)
 - 平成29年 5 月31日 厚生労働省告示第215号 (平成29年 6 月 1 日適用)
 - 平成29年 5 月31日 保医発0531第 2 号 (平成29年 6 月 1 日適用)
 - 平成29年 5 月31日 保医発0531第 3 号 (平成29年 6 月 1 日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html
- 「疑義解釈資料の送付について (その 11)」(平成 29 年 5 月 26 日医療課事務連絡)が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
466			〔D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数(2,500点)を準用する項目として追加〕	◇ ROS1融合遺伝子 ア ROS1融合遺伝子は、D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、肺癌の腫瘍細胞を検体とし、肺癌の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。 ウ 本検査、D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査又はD006-6 免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 エ 本検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を 診療報酬明細書 の摘要欄に記載すること。 図 (平29. 5. 31 保医発 0531 3)
506			〔D014自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の所定点数(276点)を準用する項目として追加〕	◇ カルプロテクチン(糞便) ア カルプロテクチン(糞便)は、D014 自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、潰瘍性大腸炎の患者に対して、病態把握を目的として、ELISA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を3月に2回以上行う場合(1月に1回に限る。)には、その詳細な理由及び検査結果を 診療録 及び 診療報酬明細書 の摘要欄に記載すること。 ウ 本検査及びD313 大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 図 (平 29. 5. 31 保医発 0531 3)
516			〔D023微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出の所定点数(850点)及び同区分の「12」結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出の所定点数(850点)を合算した点数を準用する項目として追加〕	◇ 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出 ア 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出は、D023 微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出

頁	欄	行	変更前	変更後
				及び同区分の「12」結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。 イ 本検査は、A234-2 感染防止対策加算 1 又は 2 の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において、敗血症が疑われる患者に対して、細菌核酸及び関連する薬剤耐性遺伝子をマイクロアレイ法により同時測定した場合に、当該疾患に対する一連の治療につき 1 回に限り算定できる。なお、本検査を行う場合には、関連学会が定める実施指針を遵守すること。 ウ 本検査と D023 微生物核酸同定・定量検査「1」の細菌核酸検出（白血球）（1 菌種あたり）、同区分「10」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出又は D023-2 その他の微生物学的検査「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2' (PBP2') 定性を併せて測定した場合には、主たるもののみ算定する。 エ 本検査を実施した場合には、敗血症を疑う根拠として、関連学会が定める敗血症診断基準の該当項目を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 図 (平 29. 5. 31 保医発 0531 3)
961	右	下から 9 行目	〔次行に追加〕	(6) K552, K552-2, K554, K555, K557, K557-2, K557-3, K560 及び K594 の「3」に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合は、1 個を限度として本区分の所定点数を算定する。なお、この場合において、本区分の「注」の規定は適用しない。 図 (平 29. 5. 31 保医発 0531 2)
1103	—	上から 4 行目	(最終改正；平成 29 年 2 月 28 日 厚生労働省告示第 52 号) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 9 等にて改正済み〕	(最終改正；平成 29 年 5 月 31 日 厚生労働省告示第 215 号)
1124	—	上から 9 行目	③ 再狭窄抑制型 226,000 円 ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 244,000 円 〔黄色網かけは Web 追補 No. 9 等にて追加済み〕	③ 再狭窄抑制型 226,000 円 ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 244,000 円 〔編注；承認番号が 22800BZX00406000 のものについては、平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 244,000 円〕
1124	—	下から 11 行目	(4) 下大静脈留置フィルターセット 172,000 円	(4) 下大静脈留置フィルターセット ① 標準型 172,000 円 ② 特殊型 177,000 円
1134	〔(2)の表中129(1)②クの項の次に次のように加える。〕			
			130 心臓手術用カテーテル (3) 冠動脈用ステントセット ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (承認番号) 22800BZX00406000	平成 29 年 3 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで 244,000 円
1136	—	上から 4 行目	(最終改正；平 29. 3. 31 保医発 0331 8) 〔黄色網かけは Web 追補 No. 10 等にて改正済み〕	(最終改正；平 29. 4. 28 保医発 0428 6)
1143	右	上から 8 ～ 9 行目	及び植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16 極以上用）充電式・MR I 対応型）	、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16 極以上用）充電式・MR I 対応型）、植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16 極以上用）・

頁	欄	行	変更前	変更後
				標準型) 及び植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用 (16極以上用)・MR I 対応型)
1143	右	上から21～22行目	又は植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用 (16極以上用) 充電式・MR I 対応型)	, 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用 (16極以上用) 充電式・MR I 対応型) 又は植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用 (16極以上用) MR I 対応型)
1143	右	上から26～27行目	又は植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用 (16極以上用) 充電式・標準型)	, 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用 (16極以上用) 充電式・標準型) 又は植込型脳・脊髄電気刺激装置 (振戦軽減用 (16極以上用) 標準型)
1232	—	上から5行目	(最終改正; 平成29年4月28日 厚生労働省告示第188号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	(最終改正; 平成29年5月23日 厚生労働省告示第198号)
1236	—	上から15行目	エクメット配合錠HD, エクメット配合錠LD, ゲンボイヤ配合錠, エピデュオゲル, ミカトリオ配合錠, ミケルナ配合点眼液, プレジコビックス配合錠, デシコビ配合錠HT, デシコビ配合錠LT及びヤーズフレックス配合錠 〔黄色網かけはWeb追補No. 9等にて改正済み〕	エクメット配合錠HD, エクメット配合錠LD, ゲンボイヤ配合錠, エピデュオゲル, ミカトリオ配合錠, ミケルナ配合点眼液, プレジコビックス配合錠, デシコビ配合錠HT, デシコビ配合錠LT, ヤーズフレックス配合錠及びコムクロシアンブルー0.05%

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの
 情報提供, その他審議会などの情報をお知らせ
 します。どうぞご利用ください。